

第三百十五条	又は山林所得金額若しくは山林所得金額又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）
第三百十五条第一号	山林所得金額 山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第三条の二第二十項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額
第三百十七条及び第三百十七条の二第一項第一号	又は山林所得金額 若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額
第三百十七条の二の二第十二項	法第三条の二の二第十二項の規定の適用がある場合における地方税法施行令の規定について、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第四十六条の二の二第二項	山林所得金額 山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）
第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第一号	山林所得金額 山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額
第四十八条の三第二号ホ	総所得金額 総所得金額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額
第四十八条の五の三第一項及び第三項並びに附則第四条第十八項第一号、第四条の二第十七項第一号、第十八条の六第二十八項第一号及び第十八条の七の二第十二項第一号	又は山林所得金額 若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額

第46条の二の二 第二項
ける字句とする。
山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税

第四十六条の二の二第二項	第四十六条の二の二第一項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第一号	第四十六条の二の二第一項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第一号	第四十六条の二の二第一項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第一号
第四十八条の三第二号ホ	第四十八条の五の三第一項及び第三項並びに附則第四条第十八項第一又は山林所得	第四十八条の二第十七項第一号、第十八条の六第二十八項第一号及び金額	第四十八条の二第十一項第一号
総所得金額	山林所得金額	山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額	山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額
総所得金額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額	若しくは山林所得	若しくは山林所得又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額	若しくは山林所得又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額

(特定外国配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)
第二条の五 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（地方税法第七百三條の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。）について法第三条の

(割引債の償還差益に係る所得税の還付)
第三条 租税特別措置法第四十一条の十二第七項に規定する割引債（以下この条において「割引債」という。）の償還差益（同項に規定する償還差益をいう。以下この条において同じ。）につき、法

第三条の二第一項の規定により還付する所得税の額は

1

差益に対し適用される限度税率を乗じて計算した金額を控除した残額に相当する金額
株主等償還差益（割引債の償還差益のうち法第三条の三第一項に規定する償還差益に相当する部分であつて所得税の免除又は軽減を定める租税条約の規定の適用があるものをいう。以下この項

（税）この規定によつて、所得税が免除される法第三条の三第一項に規定する外国法人（以下「外国法人」という。）に対して還付する場合 株主等償還差額の規定により株主等償還差額について所得税が免除される法第三条の三第一項において「所得税」と規定する場合

算した金額をいう。次号において同じ。)に当該外国法人の当該割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する金額
一、租税条約の規定により株主等償還差益について所得税が軽減される外国法人に対して還付する場合、株主等償還差益に対する所得税の額に当該株主等償還差益に係る割引債に

該株主等償還差益に係る期間対応差益に対して適用される限度税率を乗じて計算した金額を控除した残額に相当する金額
相手国居住者等である外国法人が支払を受けた割引債の償還差益に当該相手国居住者等に係る相手国等以外の相手国等との間の租税条約に係る株主等償還差益が含まれている場合において、当

一 当該償還差益について適用される当該相手国居住者等に係る相手国との間の租税条約の規定により当該償還差益について所得税が免除される場合 零
一 当該償還差益について適用される前号の租税条約の規定により当該償還差益について所得税が軽減される場合 前項第一号又は第二号の規定により計算した金額から第一項第二号の規定によ

第一項各号及び第二項第一号に規定する源泉徴収による所得税の額とは、租税特別措置法第四十一条の十二第三項の規定により徴収される所得税の額（当該所得税の額が明らかでないときは、当該割引債が外国法人が同法第二条第一項第一号に規定する国外において発行したものであるときは、同法第四十一条の十二第三項に規定する政令で定める金額）に、当該割引債の発行の際に同法第四十一条の十二第三項の規定により当

該割引債に係る償還差益について徴収された所得税の税率を乗じて計算した金額とし、その割引債が償還期限を繰り上げて償還されたもの又は当該期限前に買入消却されたものであるときは、その所得税の額から同条第五項の規定により還付される金額を控除した残額とする。」をいう。

5 第一項各号及び第二項各号に規定する所有期間割合とは、「割引債の発行の日（その日が明らかでないときは、当該割引債に係る最終発行日）から償還（買入消却を含む。以下この項において同じ。）の日までの期間の月数（当該割引債が租税特別措置法施行令第二十六条の十一第三項に規定する短期公社債である場合には、日数。以下この項において同じ。）のうちに当該割引債を所有していた期間（その償還の日まで引き続く期間に限る。）の月数の占める割合をいう。

6 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、所有していた期間にあつてはこれを一月とし、発行の日から償還の日までの期間にあつてはこれを切り捨てたところによるものとし、同項の割合が一を超えるときは、これを一とする。

7 法第三条の三第一項又は第二項の規定による還付は、相手国居住者等又は外国法人が総務省令、財務省令で定めるところにより還付請求書を提出した場合に限り、割引債の償還の際、還付する。

8 租税特別措置法施行令第二十六条の十二第二項後段及び第二十六条の十四の規定は、前項の還付をする金額について準用する。

9 租税条約の規定により割引債の償還差益について所得税が免除され、又は軽減される相手国居住者等に対する租税特別措置法施行令第二十六条の十一の規定の適用については、同条第一項中「に」とあるのは「に準じて計算した金額から租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）第三条第一項から第三項までの規定により計算した還付する金額を控除した残額」と、「同条第一項第一号」とあるのは「法人税法施行令第二百四十四条の二第一項第一号」とする。

（住民税に租税条約が適用される場合の限度税率）

第四条 法第四条第八項に規定する政令で定める税率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率とする。

- | | |
|-------------------|---------|
| 一 限度税率が百分の二である場合 | 百分の一・七 |
| 二 限度税率が百分の四である場合 | 百分の三・四 |
| 三 限度税率が百分の五である場合 | 百分の四・二 |
| 四 限度税率が百分の七である場合 | 百分の五・九 |
| 五 限度税率が百分の十である場合 | 百分の八・五 |
| 六 限度税率が百分の十二である場合 | 百分の十・二 |
| 七 限度税率が百分の十五である場合 | 百分の十二・七 |
| 八 限度税率が百分の十六である場合 | 百分の十三・六 |

（相手国等転出時課税の規定の適用を受けた場合の所得税の課税の特例）

第四条の二 法第五条の二第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行令第二百七十条の三第一項の規定の適用については、同項中「法第六十条の四第一項」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第五条の二第一項（相手国等転出時課税の規定の適用を受けた場合の所得税の課税の特例）の規定により読み替えて適用される法第六十条の四第一項」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額として算出された金額に相当する金額」と、「法第六十条の四第三項」とあるのは「租税条約等実施特例法第五条の二第二項」と、「その他政令で定める事由が生じた」とあるのは「その他の事由により相手国等に係る相手国居住者等でなくなつた」とする。

（保険料を支払つた場合等の所得税の課税の特例）

第四条の三 法第五条の二の二第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行令第二百六十二条第一項第二号の規定の適用については、同号中「に係るもの」とあるのは「及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第五条の二の二第一項（保険料を支払つた場合等の所得税の課税の特例）に規定する保険料に係るもの」と、「金額」とあるのは「金額及び当該保険料の金額」とする。

2 法第五条の二第二項に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額にその年ににおける同条第一項に規定する保険料又は同条第三項に規定する特定社会保険料の金額の計算の基礎となつた期間の月数を乗じて計算した金額とする。

一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十条第一項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額に保険料率（その年の十二月の属する同法第八十一条第四項の表の上欄に掲げる月分に応じそれぞれ同表の下欄に定める率をいう。次号において同じ。）を乗じて得た額の二分の一に相当する金額

二 厚生年金保険法第二十四条の四第一項後段の規定により定められる標準賞与額の限度額に保険料率を乗じて得た額の二分の一に相当する金額に三を乗じてこれを十二で除して計算した金額

三 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十条第一項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額に保険料率（同法第六十条第一項の規定により同項の一般保険料率として決定される率のうち最も高いものをいう。次号において同じ。）を乗じて得た額の二分の一に相当する金額

四 健康保険法第四十五条第一項ただし書の規定により定められる標準賞与額の限度額に保険料率を乗じて得た額の二分の一に相当する金額を十二で除して計算した金額

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月とする。

4 法第五条の二の二第五項に規定する特定社会保険料に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、その年中に支払つた又は控除される同項の特定社会保険料の金額（同

条第三項又は第六項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）に百分の二十を乗じて計算した金額とする。

5 法第五条の二の二第五項に規定する相手国居住者等は、同項の規定による還付を受けようとする場合には、その年の翌年一月一日（同日前に同項の特定社会保険料の総額が確定した場合には、その確定した日）以後に、当該相手国居住者等の氏名及び住所又は居所、当該特定社会保険料の金額その他の総務省令、財務省令で定める書類を添付して、これを納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

6 その年十二月三十一日（その年の中途において死亡した場合には、その死亡の日）において居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。）である者でその年において非居住者（同条第一項第五号に規定する非居住者をいう。以下この項において同じ。）であった期間を有するものにつき、居住者であつた期間内に支払つた又は控除される法第五

条の二の一第一項に規定する保険料がある場合及び非居住者であつた期間内に生じた同条第三項に規定する給与又は報酬から支払つた又は控除される同項に規定する特定社会保険料がある場合における所得税法施行令第二百五十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「所得の金額を」とあるのは「所得の金額（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第五条の二の二第三項（保険料を支払つた場合等の所得税の課税の特例）の規定により読み替えられた法第二十八条又は第五十七条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額（次号において同じ。）を」と、同項第六号中「税率」とあるのは「税率（租税条約等実施特例法第五条の二の二第六項の規定により読み替えられる場合を含む。）」と、「所得税の額を計算し」とあるのは「所得税の額（当該所得税の額が租税条約等実施特例法第五条の二の二第五項の規定の適用を受ける同項の給与又は報酬に係るものである場合には、同項の規定により還付された金額を控除した残額とする。）を計算し」と、同条第三項第三号中「社会保険料の金額」とあるのは「社会保険料（租税条約等実施特例法第五条の二の二第一項の規定により法第七十四条第二項に規定する社会保険料とみなされる租税条約等実施特例法第五条の二の二第一項に規定する保険料を含む。）の金額」とする。（租税条約に基づく認定）

第五条 法第六条の二第八項に規定する政令で定める場合は、同条第一項から第五項までの租税条約に基づく認定を受けたこれらの規定に規定する相手国居住者等、外国法人、非居住者、居住者又は内国法人につき同条第六項に規定する理由がなくなった場合には、当該租税条約に基づく認定時ににおいて同項に規定する理由がなかつたことが当該租税条約に基づく認定後に判明した場合又は同項の規定により提出された申請書（同項の添付書類を含む。）若しくは同条第十一項の規定により提出された書類に虚偽の記載があつた場合とする。

第六条 法第七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する内国法人の法人税法第二条第十八号に規定する利益積立金額の計算については、同項の規定により減額される所得の金額のうち相手国居住者等に支払われない金額は、法人税法施行令第九条第一号イに規定する所得の金額に含まれるものとする。

2 法第七条第五項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 法第七条第一項に規定する租税の課税標準等若しくは税額等（次号において「租税の課税標準・税額等」という。）又は同条第一項に規定する租税の課税標準等（同号において「国外事業所等に係る租税の課税標準等」という。）につき財務大臣が相手国等の権限ある当局との間で当該相手国等との間の租税条約に基づく合意をしたこと。

二 前号の相手国等が、同号の合意に基づき相手国居住者等に係る租税の課税標準・税額等又は居住者若しくは内国法人に係る国外事業所等に係る租税の課税標準等が計算されたことにより当該相手国居住者等又は当該居住者若しくは内国法人が納付すべき租税に係る延滞税に相当する税のうち、その計算の基礎となる期間で財務大臣が当該相手国等の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を免除すること。

（特定取引を行う者の届出書の提出等）

第六条の二 法第十条の五第一項の規定による届出書の提出をする者（内国法人（法人税法第二条第三号に規定する内国法人をいう。第六条の四第一項各号において同じ。）である特定法人（法第十条の五第八項第四号に規定する特定法人をいう。以下第六条の六までにおいて同じ。）のうち、当該特定法人に係る法第十条の五第八項第五号に規定する実質的支配者（次条から第六条の六までにおいて「実質的支配者」といい、その同項第七号に規定する居住地国が外国であるものに限る。次項において同じ。）があるものに限る。次項において同じ。）は、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この項及び次項並びに第六条の四第一項各号において同じ。）を有する場合は、法第十条の五第一項の特定取引（同条第八項第三号に規定する特定取引をいう。以下第六条の十四までにおいて同じ。）を行なう際、その提出する報告金融機関等（法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下第六条の十四までにおいて同じ。）の営業所等（法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下第六条の十四までにおいて同じ。）の長に当該提出をする者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十八条の規定による通知に係る書面その他の総務省令、財務省令で定める書類を提示しなければならないものとする。

二 法第十条の五第一項の規定による届出書の提出をする者（法人番号保有者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項に規定する法人番号保有者をいう。第六条の四第二項各号において同じ。）に該当するものが法第十条の五第一項の特定取引を行なう際、その提出する報告金融機関等の営業所等の長が、当該届出書に記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号につき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表された当該提出をする者の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号と同じであることの確認をした場合には、前項の規定にかかわらず、当該提出をする者は、当該報告金融機関等の営業所等の長に対しては、同項に規定する総務省令、財務省令で定める書類の提示を要しないものとし、当該報告金融機関等の営業所等の長は、同項の規定による確認を要しないものとする。

三 報告金融機関等との間でその営業所等を通じて新規特定取引（平成二十九年一月一日以後に行われる特定取引をいう。以下この項及び第六条の六第十八項第五号において同じ。）を行う者のうち、当該新規特定取引を行なう日において当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つた既存特定取引（平成二十八年十一月三十一日以前に行われた特定取引をいう。以下この項及び同号において同じ。）に係る契約を締結しているものは、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、法第十条の五第一項の規定にかかわらず、同項に規定する届出書の提出を要しない。この場合において、当該新規特定取引については、平成二十八年十一月三十一日に行なわれた特定取引と、当該既存特定取引に係る住所等所在国（同条第二項に規定する住所等所在国をいう。以下この項、次条、第六条の五及び第六条の六において同じ。）と認められる国又は地域が特定された日ににおいて当該住所等所在国と認められる国又は地域と同一の国又は地域が特定されたものとそれぞれみなして、法第十条の五の規定を適用する。

一 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第三項の規定により、当該新規特定取引を行なう際、同条第一項又は第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による確認が行われないこと。

二 前号に掲げるもののほか、当該新規特定取引を行なう際、その他法令の規定による当該既存特定取引を行つた者に関する情報として総務省令、財務省令で定めるものの更新の手続が行われないこと。

4 法第十条の五第一項若しくは第三項の規定により届出書を提出した者又は同条第四項の規定により異動届出書（同項に規定する異動届出書をいう。第六条の四及び第六条の五において同じ。）を提出した後に当該提出済届出書に係る特定取引に係る契約を締結している報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行なわれた特定取引を行なう際、その他法令の規定による当該既存特定取引を行つた者に関する情報として総務省令、財務省令で定めるものの更新の手続が行われないこと。

通じて特定取引を行う場合において、前項各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、その者は、当該特定取引について法第十条の五第一項の規定にかかわらず、同項に規定する届出書の提出を要しない。この場合において、当該特定取引を行った者は、当該特定取引を行った際、当該提出済届出書のうち直近に提出されたものに居住地国（同条第八項第七号に規定する居住地国をいう。以下この項、第六条の四第一項及び第六条の五において同じ。）として記載された国又は地域が居住地国として記載された法第十条の五第一項に規定する届出書の提出をしたものとみなす。

（既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続）

第六条の三

報告金融機関等は、個人既存低額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報を検索しなければならない。

2 報告金融機関等は、前項の規定による検索をした場合において、個人既存低額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報に基づき、当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を、それぞれ特定しなければならない。

3 報告金融機関等は、第一項の規定による検索をした場合において、個人既存低額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報（第二十四項第五号ロに掲げるものに限る。）のみがあつたときは、その保存している特定取引契約関係書類（特定取引を行つた者との間で締結している当該特定取引に係る契約に関する書類として総務省令、財務省令で定めるものをいう。第七項において同じ。）により当該個人既存低額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報があるかどうかを確認しなければならない。ただし、当該報告金融機関等において当該個人既存低額特定取引契約者に係る記録情報（報告金融機関等の記録にある個人既存特定取引契約者の住所又は居所その他の総務省令、財務省令で定める情報をいう。以下この項及び第七項において同じ。）を第一項の規定による検索をした特定取引データベースに記録し、及び保存することとされている場合には、当該個人既存低額特定取引契約者に係る記録情報のうちその記録し、及び保存することとされているものについては、確認することを要しない。

4 第二項の規定は、前項本文の規定による確認をした場合において、個人既存低額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報（第二十四項第五号イに掲げるものに限る。）があつたときについて準用する。

5 報告金融機関等は、第三項本文の規定による確認をした場合において、個人既存低額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報（第二十四項第五号イに掲げるものに限る。）のみがあつたときは、その保存している特定取引データベースにおいて同じ。）のいぢれもないときは、当該個人既存低額特定取引契約者に対し、法第十条の五第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示をするよう求めなければならない。

6 報告金融機関等は、その保存している記録に個人既存低額特定取引契約者の現在の住所又は居所の記録（個人既存低額特定取引契約者の住所又は居所を証する書類として総務省令、財務省令で定める書類（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを含む。第六条の六第十八項第一号において「証拠書類」という。）に基づくものに限る。）がある場合には、前各項の規定にかかわらず、当該現在の住所又は居所の所在する国又は地域のみを当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域として特定することができる。

7 報告金融機関等は、個人既存高額特定取引契約者につき、その保有する特定取引データベースにおいて当該個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報を検索し、その保存している特定取引契約関係書類により当該個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報があるかどうかを確認し、及び当該個人既存高額特定取引契約者に係る当該報告金融機関等の特定業務担当者（報告金融機関等の役員、職員その他の従業者のうち、当該報告金融機関等との間で特定取引に係る契約を締結している者の需要に応じて、その者に對して継続的に特定取引に關する助言その他の総務省令、財務省令で定める行為に關する義務を擔当する者をいう。第十九項第一号及び第六条の六において同じ。）から当該個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報を聴取しなければならない。この場合において、第三項の規定は、当該報告金融機関等において当該個人既存高額特定取引契約者に係る記録情報をその保有する当該特定取引データベースに記録し、及び保存することとされていることについて準用する。

8 報告金融機関等は、前項の規定による検索、確認及び聴取をした場合において、個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報（第二十四項第五号イに掲げるものに限る。）において同じ。）があつたときは、当該検索、確認及び聴取ごとの当該個人既存高額特定取引契約者に係る各住所等所在地国情報に基づき、当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を、それぞれ特定しなければならない。

9 報告金融機関等は、第七項の規定による検索、確認及び聴取をした場合において、個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報（第二十四項第五号イに掲げるものに限る。）のみがあつたときは、当該個人既存高額特定取引契約者に対し、法第十条の五第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示をするよう求めなければならない。

10 報告金融機関等は、法人既存特定取引契約者につき、その保存している記録により当該法人既存特定取引契約者（特定取引を行つた者が特定組合員等（法第十条の五第八項第六号に規定する特定組合員等をいう。以下この項、第六条の五第七項並びに第六条の六第九項、第十項及び第十七項第一号において同じ。）である場合にあつては、当該特定取引をその業務として行う当該特定組合員等に係る法第十条の五第八項第六号イからハまでに掲げるもの。以下この項並びに第六条の六第九項及び第十項において「法人既存特定取引契約者等」という。）に係る本店所在地国情報（本店又は主たる事務所の所在地その他の総務省令、財務省令で定める情報をいう。以下この項において同じ。）があるかどうかを確認し、当該法人既存特定取引契約者等に係る本店所在地国情報があつた場合には、当該本店所在地国情報に基づき、当該法人既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。

11 前項の規定により同項の法人既存特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定した報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた際に犯罪による収益の移転防止に關する法律第四条第一項又は第二項の規定により当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者につき当該報告金融機関等が同条第一項第四号に掲げる事項の確認を行つた場合における当該法人既存特定取引契約者に係る住所等所在地国と認められる国又は地域を特定した報告金融機関等の場合は、当該法人既存特定取引契約者に係る住所等所在地国と認められる国又は地域を特定した報告金融機関等の場合は、その保存している記録により法人既存特定取引契約者（人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。第二十三項第三号において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）が特定法人に該当するかどうかを確認しなければならない。

12 前項の規定により同項の法人既存特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定した報告金融機関等は、当該記録により当該法人既存特定取引契約者が、當該特定取引を行つた際に犯罪による収益の移転防止に關する法律第四条第一項又は第二項の規定により当該法人既存特定取引契約者に係る住所等所在地国と認められる国又は地域を特定した報告金融機関等の場合は、その保存している記録により法人既存特定取引契約者（人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。第二十三項第三号において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）が特定法人に該当するかどうかを確認しなければならない。

特定法人に該当しないことを確認したとき（公開されている情報に基づき当該法人既存特定取引契約者が特定法人に該当しないことを確認したときを含む。）を除き、当該法人既存特定取引契約者は特定法人に該当するものとして、前項の規定を適用する。

報告金融機関等は、第十一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、当該報告金融機関等の保存している記録により同項の法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者に係る住所等所在地国情報があるかどうかを確認し、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国情報があつた場合には、各住所等所在地国情報に基づき、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者に係る住所等所在地国情報があるかどうかを確認し、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国情報がある場合は、各住所等所在地国情報に基づき、当該法人既存特定取引契約者（第十二項の規定により該当するものとされた特定法人のうち、当該報告金融機関等との間で締結している特定取引に係る契約に係る特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国情報を、それぞれ特定しなければならない。

報告金融機関等は、法人既存特定取引契約者（第十二項の規定により該当するものとされた特定法人のうち、当該報告金融機関等との間で締結している特定取引に係る契約に係る特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国情報を、それぞれ特定しなければならない。）に係る確認記録等（犯罪による収益の移転防止に関する法律第六条第一項に規定する確認記録その他総務省令、財務省令で定める記録をいう。以下この項及び第六条の六第十三項において同じ。）を保存しているときは、前項の規定にかかるわざ、当該確認記録等（直近の住所等所在地国情報に係る部分に限る。）に基づき、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国情報を特定することができる。

報告金融機関等は、次に掲げる場合のいずれかに該当することにより、平成二十八年十二月三十一日において報告対象国（法第十条の六第二項第一号に規定する報告対象国をいう。以下この項及び第二十二項並びに第六条の九第一項第七号において同じ。）に住所を有する個人との間で保険契約等（第六条の八第一号ニに規定する保険契約及び同号ホに規定する共済に係る契約をいう。以下この条において同じ。）を締結していないと認められるときは、同号ニ及びホに掲げる特定取引（個人既存特定取引契約者が行うものに限る。）については、平成二十九年一月以後に次に掲げる場合のいずれにも該当しないこととなるまでの間は、住所等所在地国情報を特定することができる。

二 全ての報告対象国の法令により、保険業又は共済に関する事業の免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を受けないで、その国又は地域に住所を有する個人との間で保険契約等を締結することが認められておらず、かつ、当該報告金融機関等が全ての報告対象国において当該免許を受けたことがない場合

16 報告金融機関等は、平成二十八年十二月三十一日における法人既存特定取引契約者の締結している契約に係る特定取引に係る特定取引契約資産額が二千五百万円以下である場合には、平成二十九年一月一日以後の年の十二月三十一日における当該特定取引契約資産額が二千五百万円を超えることとなるまでの間は、当該法人既存特定取引契約者及び当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国情報を特定する必要はない。

17 報告金融機関等は、次に掲げる要件の全てを満たす特定取引（保険契約等に基づく年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。）の支払を除く。以下この項において同じ。）に係る契約については、平成二十九年一月一日以後に当該特定取引を行つた者が当該報告金融機関等との間で第一号の取引又は第二号の通信を行うまでの間は、住所等所在地国情報を特定を要しない。

一 平成二十九年一月一日前三年以内に当該特定取引を行つた者との間で当該特定取引に係る払出し、譲渡その他の取引がないこと。

二 平成二十九年一月一日前六年以内に当該特定取引を行つた者との間で電話その他の方法による当該特定取引を行つた者からの通信がないこと。

三 平成二十八年十二月三十一日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が十万元以下であること。

18 報告金融機関等は、法第十条の五第二項の規定により個人既存低額特定取引契約者につき第七項から第九項までの規定を適用することができる。

19 報告金融機関等は、第十項から第十三項まで及び第二十二項の場合を除き、次の各号に掲げる方法により、当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引に係る契約を締結する個人既存特定取引契約者又は法人既存特定取引契約者（以下この項において「既存特定取引契約者」という。）に係る当該各号に定める契約（法人既存特定取引契約者にあつては、第一号に定める契約に限る。以下この項において「合算対象特定取引契約」という。）があるかどうかを確認しなければならない。この場合において、当該既存特定取引契約者に係る合算対象特定取引契約があることが確認されたときは、当該既存特定取引契約者に係る特定取引契約資産額は、当該特定取引に係る契約及び当該合算対象特定取引契約に係る特定取引契約資産額の合計額とする。

一 当該報告金融機関等の保有する特定取引データベースを検索する方法

イ 当該報告金融機関等との間に締結している他の特定取引に係る契約

ロ 当該報告金融機関等（法人に限る。）における当該他の法人（報告金融機関等及び外国の法令に準拠して設立された法人で外國報告金融機関等（報告金融機関等で、外國の法令に準拠して設立された法人であるものをいう。第六条の九第一項第六号及び第七号並びに第六条の十一において同じ。）以外のもののうち報告金融機関等に類するものに限る。）との間で締結している特定取引に係る契約

(1) いずれか一方の法人が他方の法人を直接又は間接に支配する關係

(2) 同一の者が当該報告金融機関等及び当該他の法人を直接又は間接に支配する關係

二 当該報告金融機関等の特定業務担当者から聴取をする方法

イ 当該報告金融機関等との間で締結している他の特定取引に係る契約

ロ 当該個人既存特定取引契約者がその事業經營を実質的に支配することが可能となる關係にあるものとして総務省令、財務省令で定める法人が当該報告金融機関等との間で締結している特定取引に係る契約

20 前項第一号ロ（1）又は（2）に規定する直接又は間接に支配する關係とは、一方の法人と他方の法人との間に当該他方の法人が次に掲げる法人に該当する關係がある場合における当該關係をい

う。

一 当該一方の法人が法人を支配している場合における当該法人

20 前項第一号ロ（1）又は（2）に規定する直接又は間接に支配する關係とは、一方の法人と他方の法人との間に当該他方の法人が次に掲げる法人に該当する關係がある場合における当該關係をい

二 前号に掲げる法人又は当該一方の法人及び同号に掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

三 前号に掲げる法人又は当該一方の法人及び前二号に掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

22 21 法人税法施行令第四条第三項の規定は、前項第一号に規定する法人を支配している場合について準用する。

報告金融機関等は、法第十条の五第二項の規定により特定対象者（同条第一項に規定する特定対象者をいう。以下この項、第六条の五並びに第六条の六第十六項及び第十八項第五号において同じ。）の住所等所在国と認められる国又は地域（外国に限る。以下この項において同じ。）の特定をした場合において、その保存している記録に、当該特定対象者の生年月日その他の総務省令、財務省令で定める情報がないときは、当該特定をした日（同日において当該特定をした国又は地域が報告対象国に該当することとなつた日）から二年を経過する日までの間、総務省令、財務省令で定めるところにより、これらの情報を取り得るために必要な措置を講じなければならない。

23 法第十条の五第二項に規定する特定取引に係る契約で政令で定めるものは、次の各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 平成二十八年十二月三十一日以前に個人（特定組合員等である個人を除く。）が報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つた特定取引に係る契約で同日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が一億円を超えるもの 平成二十九年十二月三十一日

二 特定取引に係る契約で保険契約等に該当するもののうち、平成二十八年十二月三十一日において第十五項各号に掲げる場合のいずれにも該当しないこととなつた場合における当該保険契約等の該当しないこととなつた日から二年を経過する日（その該当しないこととなつた日における当該保険契約等に掲げる場合のいずれにも該当しないこととなつた場合における当該保険契約等の該当しないこととなつた日における当該保険契約等の該当しないこととなつた日から二年を経過する日）

三 平成二十八年十二月三十一日以前に法人（人格のない社団等及び特定組合員等である個人を含む。次項第七号において同じ。）が報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つた特定取引に係る契約（同日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が二千五百万円以下であるものに限る。）で平成二十九年一月一日以後の年の十二月三十一日において当該特定取引に係る特定取引契約資産額が二千五百万円を超えることとなつた場合における当該特定取引に係る契約（その超えることとなつた日の属する年の翌年十二月三十一日）

四 第十七項に規定する特定取引に係る契約に該当するものが平成二十九年一月一日以後に同項第一号に規定する取引又は同項第二号に規定する通信を行うこととなつた場合における当該特定取引に係る契約に係る契約（その行うこととなつた日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が一億円を超えるものにあつては、同日から一年を経過する日）

24 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 個人既存低額特定取引契約者 個人既存特定取引契約者で、平成二十八年十二月三十一日において特定取引に係る契約（同日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が一億円以下であるものに限る。）を締結しているものをいう。

二 個人既存特定取引契約者 平成二十八年十二月三十一日以前に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた個人（特定組合員等である個人を除く。）をいう。

三 特定取引契約資産額 特定取引に係る契約に係る資産の価額（外国通貨で表示された資産にあつては、外国通貨で表示された金額を総務省令、財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額）をいう。

四 特定取引データベース 特定取引に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものといたす。

五 住所等所在地国情報 次に掲げる情報をいう。

イ 現在の住所又は居所その他の総務省令、財務省令で定める情報

ロ 報告金融機関等との間で特定取引に係る契約を締結している者宛ての郵便物（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物を含む。）を受け取る場所としてその者（その代理人を含む。）により指定されている郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所をいい、簡易郵便局（同法第七条第一項に規定する施設をいう。）及び民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者の事業所又は営業所を含む。以下この号において同じ。）又は外国における郵便局に相当するものの所在地その他の総務省令、財務省令で定める情報

六 個人既存高額特定取引契約者 個人既存特定取引契約者で、平成二十八年十二月三十一日において特定取引に係る契約（同日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が一億円を超えるものに限る。）を締結しているものをいう。

七 法人既存特定取引契約者 平成二十八年十二月三十一日以前に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた法人で、同日において当該特定取引に係る契約を締結しているものをいう。

（法人に係る任意届出書の提出等）

第六条の四 第六条の二第一項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 法第十条の五第二項の特定取引に係る契約を締結している者（内国法人である特定法人のうち、当該特定法人に係る実質的支配者（その居住地国が外国であるものに限る。）があるものに限る。）が同一の次項第一号において、当該締結している者が同条第三項の規定により届出書を提出するとき。

二 法第十条の五第一項又は第三項の規定により届出書を提出した者（内国法人である特定法人に限る。次項第二号において同じ。）が法人番号を有する場合において、当該提出した者が同条第四項に規定する異動を生じた後の当該特定法人に係る実質的支配者の居住地国が外国である場合に限る。同号において「異動を生じた場合」という。）に該当することにより異動届出書を提出するとき（既にこの項において準用する第六条の二第一項の規定による確認が行われたときを除く。）

一 法第十条の五第二項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

- 二 法第十条の五第一項又は第三項の規定により届出書を提出した者で法人番号保有者に該当するものが異動を生じた場合に該当することにより異動届出書を提出するとき（既にこの項において準用する第六条の二第二項に規定する確認をした場合を除く。）。
- 3 法第十条の五第四項に規定する政令で定める日は、同項に規定する異動を生じた日の十二月三十一日又はその異動を生じた日から三月を経過する日のいずれか遅い日とする。
 （届出書を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続）
- 第六条の五 法第十条の五第六項に規定する届出書等（以下この条において「届出書等」という。）の提出を受けた報告金融機関等は、特定対象者（特定法人に係る実質的支配者を除く。以下この項において同じ。）に對し、その保存している記録に追加される当該特定対象者の居住地国と異なることを示す新情報（法第十条の五第六項に規定する新情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）を取得したことにより、当該届出書等を提出した者に対し法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出がなかつたときは、当該新情報に基づき、当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をしなければならない。当該特定の時から同項の規定による異動届出書の提出までの間に、当該特定の基因となつた特定対象者の住所等所在地国と認められることを示す新情報を取得した場合も、同様とする。
- 2 届出書等の提出を受けた報告金融機関等は、その保存している記録に追加される次に掲げる新情報を取得したことにより、当該届出書等を提出した者に對し法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出の要求をした場合において、当該異動届出書の提出がなかつたときは、その保存している記録により特定対象者（当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた際に犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第一項又は第二項の規定により当該特定取引を行つた法人に係る実質的支配者につき当該報告金融機関等が同条第一項第四号に掲げる事項の確認を行つた場合その他第六条の三第十一項に規定する総務省令、財務省令で定める場合における当該法人に係る以下この項（各号を除く。）において同じ。）に係る実質的支配者に係る住所等所在地国情報（第六条の三第二十四項第五号に規定する住所等所在地国情報をいう。以下この項及び次項並びに次条において同じ。）があるかどうかを確認し、当該特定対象者に係る実質的支配者の住所等所在地国情報があつた場合には、各住所等所在地国情報に基づき、当該特定対象者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域を、それぞれ特定しなければならない。当該特定の時から法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出までの間に、次に掲げる新情報（当該特定の基因となつたものに限る。）を取得した場合も、同様とする。
- 一 特定対象者（特定取引を行つた法人に限る。）が特定法人に該当するかどうかに關する新情報
- 二 特定対象者（特定法人に限る。）に実質的支配者があるかどうかに關する新情報
- 3 届出書等の提出を受けた報告金融機関等は、特定対象者（特定法人に係る実質的支配者に限る。以下この項において同じ。）を取得したことにより、当該届出書等を提出した者に對し法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出と異なることを示す新情報（住所等所在地国情報に限る。以下この項において同じ。）を取得したことにより、当該届出書等を提出した者に對し法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出がなかつたときは、当該新情報に基づき、当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をしなければならない。当該特定の規定による特定を含む。以下の項において同じ。）の時から同条第四項の規定による異動届出書の提出までの間に、当該特定の基因となつた特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域と異なることを示す新情報を取得した場合も、同様とする。
- 4 届出書等の提出を受けた報告金融機関等が、第二項第一号に規定する特定対象者につき、その保存している記録に追加される同号に掲げる新情報を取得したことにより、当該届出書等を提出した者に對し法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出がなかつたときは、当該要求の時から同項の規定による異動届出書の提出までの間に、当該特定対象者は特定法人に該当するものとして、前二項の規定を適用する。
- 5 届出書等の提出を受けた報告金融機関等が、特定対象者（特定取引を行つた法人に限る。）につき、その保存している記録に追加される第六条の十四第一項に規定する政令で定める者に該当するかどうかに關於新情報を取得したことにより、当該届出書等を提出した者に對し法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出がなかつたときは、当該政令で定める者に該当しないものとして、法第十条の六第一項の規定を適用する。当該要求の時から法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出までの間に、当該届出書等を提出した者は当該政令で定める者に該当するかどうかに關於新情報を取得した場合も、同様とする。
- 6 第六条の三第二十二項の規定は、法第十条の五第六項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等は、個人（特定組合員等である個人を除く。）が報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つた特定取引に係る契約とし、同項に規定する政令で定める日は、新情報の取得の日から三月を経過する日とする。
- 7 法第十条の五第六項に規定する政令で定める契約は、個人（特定組合員等である個人を除く。）が報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つた特定取引に係る契約とし、同項に規定する政令で定める日は、新情報の取得の日から三月を経過する日とする。
- （既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続）
- 第六条の六** 報告金融機関等は、法第十条の五第七項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（次項及び第四項から第八項までの規定の適用がある場合を除く。）には、同条第二項の特定取引を行つた者に對し、同条第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示をするよう求めなければならない。
- 2 第六条の三第二項（同条第四項（第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定又はこの項から第四項までの規定により個人既存低額特定取引契約者（同条第二十四項第一号に規定する個人既存低額特定取引契約者をいい、同条第十八項の規定により同条第七項の規定が適用されたものを除く。以下第五項まで並びに第十八項第四号及び第五号において同じ。）に係る住所等所在地国情報又は新情報（同条第二十四項第五号イに掲げるものに限る。以下この項において「既存住所等所在地国情報」という。）に基づき当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等は、その保存している記録に追加される当該特定をした国又は地域と異なることを示す新情報（同号イに掲げるものに限る。以下この項において「新規住所等所在地国情報」という。）を取得した場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより、当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。
- 一 当該既存住所等所在地国情報と同一の種類の新規住所等所在地国情報を取得した場合 当該特定をした当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定すること。
- 二 当該既存住所等所在地国情報に基づき当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定すること。
- 3 第六条の三第六項の規定により個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたことにより、当該個人既存低額特定取引契約者に対し第一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、当該特定

をした当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域に代えて、同条第一項から第四項までの規定に準じて当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域と異なることを示す新情報を取得した場合

二 その保存している記録に追加される当該特定をした国又は地域と異なることを示す新情報を取得した場合

一 第十八項第一号に掲げる場合

4 報告金融機関等は、個人既存低額特定取引契約者につき、第六条の三第二項（同条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を示す新情報（同条第二十四項第五号イに掲げるものに限る。以下この項において同じ。）を取得したときは、当該新情報に基づき当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。

5 第六条の三第二項から第五項までの規定は、報告金融機関等が、個人既存低額特定取引契約者につき、同条第二項の規定による当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定がされなかつた場合において、その保存している記録に追加されるる住所等所在地国と認められる国又は地域を示す新情報（同条第二十四項第五号ロに掲げるものに限る。）のみを取得したときについて準用する。

6 第六条の三第八項（同条第十八項の規定により適用される場合を含む。以下この条において同じ。）の規定又はこの項若しくは次項の規定により個人既存高額特定取引契約者第六条の三第二十四項第六号に規定する個人既存高額特定取引契約者をいい、同条第十八項の規定により同条第七項の規定が適用された個人既存低額特定取引契約者（同条第二十四項第一号に規定する個人既存低額特定取引契約者をい。第六条の三第二項第一号において同じ。）を含む。（以下この条において同じ。）に基づき当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を示す新情報（第六条の三第二十四項第五号イに掲げるものに限る。以下この項において「既存住所等所在地国情報」という。）に基づき当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域と異なることを示す新情報（同号イに掲げるものに限る。以下この項において「新規住所等所在地国情報」という。）を取得した場合又は当該報告金融機関等の特定業務担当者が新規住所等所在地国情報を取得した場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより、当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。

7 一 当該個人既存高額特定取引契約者に係る既存住所等所在地国情報と同一の種類の新規住所等所在地国情報と異なる種類の新規住所等所在地国情報を取得した場合 当該特定をした当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定すること。

8 二 当該個人既存高額特定取引契約者に係る既存住所等所在地国情報と異なる種類の新規住所等所在地国情報を取得した場合 当該個人既存高額特定取引契約者に係る新規住所等所在地国情報にに基づき当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定すること。

9 三 第六条の三第九項の規定は、報告金融機関等が、個人既存高額特定取引契約者につき、同条第八項の規定による当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域を示す新情報（同条第二十四項第五号ロに掲げるものに限る。以下この項において同じ。）のみを取得したとき、又は当該報告金融機関等の特定業務担当者が新情報のみを取得したときについて準用する。

10 四 第六条の三第十項の規定又はこの項若しくは次項の規定により法人既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域と異なることを示す新情報を取得したことにより、当該法人既存特定取引契約者等（当該法人既存特定取引契約者等が法第十条の五第八項第六号イからハまでに掲げるもの（以下この項及び次項において「組合等」という。）である場合にはあつては、当該組合等に係る特定組合員等）に対し第一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、当該新情報に基づき当該法人既存特定取引契約者等の住所等所在地国として認められる国又は地域を特定しなければならない。

11 五 報告金融機関等は、法人既存特定取引契約者等（第六条の三第十項の規定による住所等所在地国と認められる国又は地域の特定がされなかつたものに限る。）につき、その保存している記録に追加される住所等所在地国と認められる国又は地域を示す新情報を取得したことにより、当該法人既存特定取引契約者等（当該法人既存特定取引契約者等が組合等である場合にはあつては、当該組合等に係る特定組合員等）に対し第一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、当該新情報に基づき当該法人既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。

一 法人既存特定取引契約者が特定法人に該当するかどうかに関する新情報

二 法人既存特定取引契約者（特定法人に限るものとし、当該報告金融機関等が前号に掲げる新情報を取得したことにより第一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において当該法人既存特定取引契約者を含む。）に実質的支配者があるかどうかに関する新情報

百八十一号) 第一条の二第三号に掲げる者、商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号) 第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号) 第二条第二項に規定する振替機関及び同条第四項に規定する口座管理機関

四 次に掲げる法人(その財産の運用を金融商品取引業者等(金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この項において同じ。)、特例業務届出者、海外投資家等特例

業務届出者又は移行期間特例業務届出者が同法第二十八条第四項各号に掲げる行為(次号及び第六号において「投資運用業」という。)として行う場合に限る。)

イ 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号) 第二条第三項に規定する特定目的会社

ロ 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第二百九十八号) 第二条第十二項に規定する投資法人

ハ 株式会社、合名会社、合资会社又は合同会社

ニ 外国の方令に準拠して設立された法人で、(イ)から(ハ)までに掲げる法人に類するもの

五 次に掲げる組合又は団体(その財産の運用を金融商品取引業者等、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者が投資運用業として行う場合に限る。)の契約の区分に応じそれぞれ次に定める者

六 次に応じそれぞれ次に定める者

七 次に応じそれぞれ次に定める者

八 次に応じそれぞれ次に定める者

九 次に応じそれぞれ次に定める者

十 次に応じそれぞれ次に定める者

十一 次に応じそれぞれ次に定める者

十二 次に応じそれぞれ次に定める者

十三 次に応じそれぞれ次に定める者

十四 次に応じそれぞれ次に定める者

十五 次に応じそれぞれ次に定める者

十六 次に応じそれぞれ次に定める者

十七 次に応じそれぞれ次に定める者

十八 次に応じそれぞれ次に定める者

十九 次に応じそれぞれ次に定める者

二十 次に応じそれぞれ次に定める者

二十一 次に応じそれぞれ次に定める者

二十二 次に応じそれぞれ次に定める者

二十三 次に応じそれぞれ次に定める者

二十四 次に応じそれぞれ次に定める者

二十五 次に応じそれぞれ次に定める者

二十六 次に応じそれぞれ次に定める者

二十七 次に応じそれぞれ次に定める者

二十八 次に応じそれぞれ次に定める者

二十九 次に応じそれぞれ次に定める者

三十 次に応じそれぞれ次に定める者

三十一 次に応じそれぞれ次に定める者

三十二 次に応じそれぞれ次に定める者

三十三 次に応じそれぞれ次に定める者

三十四 次に応じそれぞれ次に定める者

三十五 次に応じそれぞれ次に定める者

三十六 次に応じそれぞれ次に定める者

三十七 次に応じそれぞれ次に定める者

三十八 次に応じそれぞれ次に定める者

三十九 次に応じそれぞれ次に定める者

四十 次に応じそれぞれ次に定める者

四十一 次に応じそれぞれ次に定める者

四十二 次に応じそれぞれ次に定める者

四十三 次に応じそれぞれ次に定める者

四十四 次に応じそれぞれ次に定める者

四十五 次に応じそれぞれ次に定める者

四十六 次に応じそれぞれ次に定める者

四十七 次に応じそれぞれ次に定める者

四十八 次に応じそれぞれ次に定める者

四十九 次に応じそれぞれ次に定める者

五十 次に応じそれぞれ次に定める者

五十一 次に応じそれぞれ次に定める者

五十二 次に応じそれぞれ次に定める者

五十三 次に応じそれぞれ次に定める者

五十四 次に応じそれぞれ次に定める者

五十五 次に応じそれぞれ次に定める者

五十六 次に応じそれぞれ次に定める者

五十七 次に応じそれぞれ次に定める者

五十八 次に応じそれぞれ次に定める者

五十九 次に応じそれぞれ次に定める者

六十 次に応じそれぞれ次に定める者

六十一 次に応じそれぞれ次に定める者

六十二 次に応じそれぞれ次に定める者

六十三 次に応じそれぞれ次に定める者

六十四 次に応じそれぞれ次に定める者

六十五 次に応じそれぞれ次に定める者

六十六 次に応じそれぞれ次に定める者

六十七 次に応じそれぞれ次に定める者

六十八 次に応じそれぞれ次に定める者

六十九 次に応じそれぞれ次に定める者

七十 次に応じそれぞれ次に定める者

七十一 次に応じそれぞれ次に定める者

七十二 次に応じそれぞれ次に定める者

七十三 次に応じそれぞれ次に定める者

七十四 次に応じそれぞれ次に定める者

七十五 次に応じそれぞれ次に定める者

七十六 次に応じそれぞれ次に定める者

七十七 次に応じそれぞれ次に定める者

七十八 次に応じそれぞれ次に定める者

七十九 次に応じそれぞれ次に定める者

八十 次に応じそれぞれ次に定める者

八十一 次に応じそれぞれ次に定める者

(特定法人の範囲)

第六条の九 法第十条の五第八項第四号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 その発行する株式が法第十条の五第八項第四号に規定する外国金融商品取引所又は金融商品取引所において上場されている法人

二 前号に掲げる法人(口において「上場法人」という。)と他の法人との間に次に掲げる関係がある場合における当該他の法人

国税 第十九条第一項第二号	規定期する納付通知書
第二十条第二号及び第二十 一条第一項第二号	納付の規定期する提供通知書
第二十四条第一項第二号及 び第二項第一号	名称及び金額その他の共助対象外国租税を特定する事項
第二十四条规定第五項	名称及び金額その他の共助対象外国租税を特定する事項
第二十七条第一項第二号、第 三十三条第一項第一号、第三 三十六条第一項第二号及び 第三十六条第一項第二号	名称及び金額その他の共助対象外国租税を特定する事項
第四十二条の三第三項	名称及び金額その他の共助対象外国租税を特定する事項
第五十条第一号	名称及び金額その他の共助対象外国租税を特定する事項
第五十二条第一項第二号	名称及び金額その他の共助対象外国租税を特定する事項
第五十三条第二項	名称及び金額その他の共助対象外国租税を特定する事項
第五十三条第四項	名称及び金額その他の共助対象外国租税を特定する事項
年度、税目、納期限及び金額 納付する	相手国等に納付する
年度、税目、納期限及び金額 納付すべき	名称及び金額その他の共助対象外国租税を特定する事項
年度及び税目 一時に	名称及び金額その他の共助対象外国租税を特定する事項
年度、税目、納期限及び金額 納付義務	名称及び金額その他の共助対象外国租税を特定する事項
年度、税目、納期限及び金額 納付すべき	名称及び金額その他の共助対象外国租税を特定する事項
年度、税目、納期限及び金額 納付する	名称及び金額その他の共助対象外国租税を特定する事項
2 一　国税通則法第四十六条第一項から第三項までの規定による納税の猶予（次号において「納税の猶予」という。）又は国税徵收法第一百五十二条第三項又は第四項において準用する場合を含む。）に該当し、納税の猶予又は国税徵收法第一百五十二条第三項又は第四項若しくは第一百五十二条第一項若しくは第一百五十二条の二第一項の規定による換価の猶予が取り消されることとなる場合の当該国税を除く。）	法第十一條第四項において読み替えて準用する国税徵收法第一百五十二条の二第二項に規定する場合は、国税（次の各号に掲げる国税を除く。）の滞納がある場合とする。
3 一　国税通則法第四十六条第一項から第三項までの規定による納税の猶予（次号において「納税の猶予」という。）又は国税徵收法第一百五十二条の二第一項の規定による換価の猶予の申請中の国税第六条第一項及び第三項、」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）に該当し、納税の猶予又は国税徵收法第一百五十二条第一項若しくは第一百五十二条の二第一項の規定による換価の猶予が取り消されることとなる場合の当該国税を除く。）	法第十一條第五項に規定する場合において、同項の規定により読み替えて適用される国税徵收法第一百二十九条の規定により同条第一項に規定する換価代金等を配当するときにおける滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令（昭和三十二年政令第二百四十八号）第十二条の二から第十二条の四まで、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、同令第十二条の二中「法第六条第一項及び第三項、」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）に該当し、納税の猶予又は国税徵收法第一百五十二条第一項若しくは第一百五十二条の二第一項の規定による換価の猶予が取り消されることとなる場合の当該国税を除く。）
4 一　法第十一條第五項及び前項の規定の適用がある場合における滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第四条（同令第六条、第六条の二、第八条（同令第十二条の二から第十二条の四まで、第二十六条及び第二十八条の二において準用する場合を含む。）、第十条第一項（同令第十二条の二中「法第六条第一項及び第三項、」と、「法第六条第一項及び第三項、」とあるのは「租税条約等実施特例法第十一條第五項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項、法第六条第三項及び第三十六条第一項及び第三項並びに」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）に該当し、納税の猶予又は国税徵收法第一百五十二条第一項若しくは第一百五十二条の二第一項の規定による換価の猶予が取り消されることとなる場合の当該国税を除く。））	法第十一條第五項及び前項の規定の適用がある場合における滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第四条（同令第六条、第六条の二、第八条（同令第十二条の二から第十二条の四まで、第二十六条及び第二十八条の二において準用する場合を含む。）、第十条第一項（同令第十二条の二中「法第六条第一項及び第三項、」と、「法第六条第一項及び第三項、」とあるのは「租税条約等実施特例法第十一條第五項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項、法第六条第三項及び第三十六条第一項及び第三項並びに」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）に該当し、納税の猶予又は国税徵收法第一百五十二条第一項若しくは第一百五十二条の二第一項の規定による換価の猶予が取り消されることとなる場合の当該国税を除く。））
（国税の徵收の共助に係る地方税法施行令の適用に関する特例）	（国税の徵收の共助に係る地方税法施行令の適用に関する特例）

附 則	この政令は、昭和六十二年十月一日から施行する。
附 則	(昭和六二年一二月一日政令第三九〇号)
この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。	
附 則	(平成四年三月三一日政令第八七号) 抄
（施行期日）	
第一条 この政令は、平成四年四月一日から施行する。	
附 則	(平成一二年六月七月政令第三〇七号) 抄
（施行期日）	
第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。	
附 則	(平成一六年三月三一日政令第一〇四号) 抄
（施行期日）	
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。	
附 則	(平成一八年三月三一日政令第一二二号) 抄
（施行期日）	
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。	
附 則	(平成一八年三月三一日政令第一二二号) 抄
（施行期日）	
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一から三まで 略	
四 第一条中地方税法施行令第七条の九の改正規定、同令第七条の九の二を同令第七条の九の三とし、同令第七条の九の次に一条を加える改正規定、同令第七条の十一及び第七条の十三の三の改正規定、同令第七条の十六の二を削る改正規定、同令第七条の十七、第七条の十八、第八条の三、第九条の十四、第九条の十五第一項、第九条の十九第一項、第九条の二十二、第九条の二十三第一項、第三十八条第一号及び第四十六条の二から第四十六条の三までの改正規定、同令第四十八条の三及び第四十八条の三の二の改正規定、同令第四十八条の五の二及び第四十八条の六の改正規定、同令第四十八条の五の三に規定する事由の範囲を「第三百十四条の二第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金」に改める部分及び「第七条の十五の七第一号」を「第七条の十五の七」に改め、「同条第二号中「法第三十四条第八項第二号」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第二号」とを削る部分を除く。)並びに同令第四十八条の八、第四十八条の九及び第四十八条の九の三から第四十八条の九の六までの改正規定並びに同令附則第四条から第四条までの改正規定、同令附則第五条の次に二条を加える改正規定、同令附則第五条の二第三項の改正規定(「第四十二条の四第十一項」を「第四十二条の四第十項」に改める部分を除く。)、同条を同令附則第五条の四とする改正規定、同令附則第五条の二の二の表第四十八条の十の項、第四十八条の十一の二第一項の項、第四十八条の十一の九第一項の項及び第四十八条の十一の十二第一項の項の改正規定、同条を同令附則第五条の五とする改正規定、同令附則第六条の二を削り、同令附則第六条の二の二を同令附則第六条の二とする改正規定、同令附則第六条の三及び第十七条の改正規定、同令附則第十六条の三及び第十七条の改正規定、同令附則第十七条の二第一項の改正規定(「第二十条の二第十九項の」を「第二十条の二第二十一項の」に改める部分及び同項第一号の改正規定を除く。)、同条に三項を加える改正規定、同令附則第十七条の二及び第十七条の三の改正規定、同令附則第十八条の二の二及び第十七条の三の改正規定(「同条第二項の改正規定(「同条第三項各号」を「同条第三項」に改める部分に限る。)を除く。)、同令附則第十八条の三の改正規定(同条第三項の改正規定(「同条第三項各号」を「同条第三項」に改める部分に限る。)を除く。)、同令附則第十八条の六の二を削る改正規定、同令附則第十八条の七、第十八条の七の二及び第十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第二十条及び第二十一条の改正規定並びに同令附則第二十条及び第二十一条の改正規定並びに附则第二条第三項から第五項まで及び第八項から第十項まで、第十条から第十二条まで、第十四条並びに第十六条の規定 平成十九年四月一日	

附
則 (平成一八年三月三一日政令第一三四号) 抄

- (施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定は、所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。
- 附 則** (平成一九年三月三〇日政令第九一号) 抄
 (施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 第一条** この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 第一及び二略**
- 第三** 第一条中地方税法施行令第九条の二十の改正規定並びに同令附則第十六条の二の十の次に「一条を加える改正規定、同令附則第十八条の四第三項の改正規定（附則第三十五条の二の六第四項）を「附則第三十五条の二の六第八項」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定（附則第三十五条の二の六第十項）を「附則第三十五条の二の六第十八項」に改める部分に限る。）、同条の次に「一条を加える改正規定、同令附則第十八条の五の改正規定（同条第九項の表法第四十五条の二第一項の項の改正規定（附則第三十五条の二の六第五項）に改める部分を除く。）、同表法第四十五条の二第三項の項の改正規定（附則第三十五条の二の六第一項）を「附則第三十五条の二の六第五項」に改める部分を除く。）、同条第十八項の改正規定（附則第三十五条の二の六第一項）を「附則第三十五条の二の六第十五項」に改める部分を除く。）、同表法第四十五条の二第三項の項の改正規定（附則第三十五条の二の六第五項）に改める部分を除く。）、同条第十九項の表法第三百十七条の二第一項の項の改正規定（附則第三十五条の二の六第五項）に改める部分を除く。）、同表法第三百十七条の二第一項第六号の項の改正規定（附則第三十五条の二の六第七項）を「附則第三十五条の二の六第十五項」に改める部分を除く。）、同表法第三百十七条の二第三項の項の改正規定（附則第三十五条の二の六第七項）を「附則第三十五条の二の六第七項」に改める部分を除く。）、同令附則第十八条の六第三項及び第六項の改正規定、同条第二十四項の改正規定（第三十七条の十二の二第五項）を「第三十七条の十二の二第十一項」に改める部分に限る。）、同条第二十七項の改正規定（附則第三十五条の三第十四項）を「附則第三十五条の三第十二項」に改める部分を除く。）、並びに同令附則第十八条の八の次に「一条を加える改正規定並びに附則第三条第五項及び第八項、第七条第六項及び第九項並びに第十二条第二項の規定並びに附則第十三条の規定（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）第二条の四第六項及び第八項の改正規定（第十八条の六第三十三項第一号）を「第十八条の六第二十八項第一号」に改める部分に限る。）並びに同令第二条の五の改正規定を除く。）平成二十二年一月一日
 (租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)
- 第十四条** 前条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第一条の五の規定は、平成二十年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 第一条** この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成二二年三月三一日政令第四五号) 抄
 (施行期日)
第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成二二年三月三一日政令第五七号) 抄
 (施行期日)
第一条 この政令は、平成二十二年六月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、同年四月一日から施行する。
- 第一条** この政令は、平成二十二年六月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 第一** 第一条中所得税法施行令第二十条の二の改正規定、同令第五十五条の改正規定、同令第一百三十条の改正規定、同令第一百三十三条の二を削る改正規定、同令第一百三十四条の改正規定、同令第二百六十九条の改正規定、同令第二百七十条の改正規定、同令第二百七十七条（見出しを含む。）の改正規定、同令第一百七十八条（見出しを含む。）の改正規定、同令第三百五十条の三第二項第六号の改正規定、同令第三百五十条の五の次に「一条を加える改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定並びに附則第九条中租税条約等の実施に伴う

所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）第二条の二第二項の表並びに第二条の三第一項の表、同条第四項の表、同条第七項の表、同条第十項の表及び同条第十四項の表第五十六条の八十八の二及び第五十六条の八十九第一項の改正規定並びに同令附則第十八条の五、第十八条の六第三十一項第三号及び第十八条の七の二第十五項第三号の改正規定並びに附則第九条の規定 平成二十五年四月一日

附 則（平成二三年六月三〇日政令第二〇二号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条中地方税法施行令第五十六条の八十八の二及び第五十六条の八十九第一項の改正規定並びに同令附則第十八条の五、第十八条の六第三十一項第三号及び第十八条の七の二第十五項第三号の改正規定並びに附則第九条の規定 平成二十五年四月一日

附 則（平成二四年三月三一日政令第一〇四号）

この政令は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則（平成二五年五月三一日政令第一六八号）

この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定及び本則に一条を加える改正規定は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則（平成二五年六月二日政令第一七三号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 附 則（平成二七年三月三一日政令第一四七号）抄
（施行期日）

この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則（平成二六年三月三一日政令第一四四号）

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日政令第一四七号）抄
（施行期日）

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年二月三日政令第三八号）抄
（施行期日）

この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二八年二月三日政令第三八号）抄
（施行期日）

この政令は、金融商品取引法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年三月一日）から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日政令第一三三号）抄
（施行期日）

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年三月三一日政令第一五八号)

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第六条の三第三項の改正規定、第六条の五の改正規定、第六条の八第一項第十号の改正規定及び第六条の十第二項の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行する。

附則 (平成二九年三月三一日政令第一〇五号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条第一項の改正規定、第十一條第二項及び第十二条の二第二項の改正規定、第二百五条第二項各号の改正規定、第二百十八条（見出しを含む。）の改正規定、第二百十九条第一項の改正規定、第二百五条第二項及び第十二条の二第二項の改正規定、第二百五条第一項の改正規定、第二百五条第一項の改正規定、同令第二百五条第一項の改正規定、同令第二編第三章中第二百二十条、第二百二十条（見出しを含む。）の改正規定、第二百五十九条の二第一号の改正規定、第三百十九条の三（見出しを含む。）の改正規定並びに第三百十九条の十一第一号の改正規定並びに附則第十四条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）第四条の二第一項の改正規定及び附則第十五条の規定 平成三十一年一月一日

附則 (平成三〇年三月三一日政令第一三二号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第一条中所得税法施行令の目次の改正規定（「第二百二十一條」を「第二百二十条の二」に改める部分に限る。）、同令第一条第二項の改正規定、同令第十一条第二項及び第十二条の二第二項の改正規定、同令第六百六十七條の三の改正規定、同令第六百六十七條の四第二号の改正規定、同令第六百六十七條の五の改正規定、同令第二百五条第一項の改正規定、同令第二百五十九条の二第二項第二号、第三百十九条の三（見出しを含む。）の改正規定並びに第三百十九条の二（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第三条、第九条、第十三条、第十八条、第十九条、第二十八条及び第二十九条の規定 令和二年一月一日

附則 (平成三〇年三月三一日政令第一四三号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。

附則 (平成三一年三月二九日政令第八七号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第一条中地方税法施行令第七条の三を同令第七条の二の二とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第八条の二の改正規定、同令第四十六条の二の三を同令第四十六条の二の四とする改正規定及び同令第四十六条の二の二の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第十六条の二の十一第二項及び第四項、第十六条の三第三項及び第六項、第十七条、第十七条の二、第十七条の三並びに第十八条の改正規定、同令附則第十八条の五及び第十八条の六の改正規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、同令附則第十八条の七第三項及び第六項の改正規定、同令附則第十八条の七の二の改正規定（同号に掲げる改正規定を除く。）並びに同令附則第二十七条の二の改正規定並びに附則第十二条の規定 令和二年一月一日

附則 (平成三一年三月二九日政令第一〇四号)
 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則 (令和元年六月二一日政令第三二号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

二 第十条の二の二第八項、第十二条の四第四項第一号イからハまで及び第五項、第十五条第二項から第五項まで並びに第三十三条第四項第一号イからハまで及び第五項の改正規定並びに附則第十条の二の二第八項、第十二条の四第四項第一号イからハまで及び第五項、第十五条第二項から第五項まで並びに第三十三条第四項第一号イからハまで及び第五項の改正規定並びに附則第三条から第十二条までの規定 公布の日

附則 (令和二年三月三一日政令第一〇九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第七条の二、第七条の二の二、第七条の十三の四、第七条の十五から第七条の十五の五まで、第七条の十五の八及び第七条の十五の九の改正規定、第七条の十五の十の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）、第七条の十五の十一から第七条の十五の十三までの改正規定、第七条の十五の十四の改正規定（同条第三号に係る部分を除く。）、第七条の十六の改正規定、同条の次に一

条を加える改正規定、第四十六条の二、第四十六条の二の二及び第四十八条の七の改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条の二、第三条の二の二第一項及び第十条第四項の改正規定、附則第十六条の二の二の十一の改正規定（同条第二項の表第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号の項中「、第七条の三第一項」を削る部分及び同条第四項の表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号の項中「、第四十六条の二の三第一項」を削る部分を除く。）、附則第十六条の三の改正規定（同条第三項の表第七条の二の二第二項、第四十六条の三第一項、第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号の項中「、第七条の三第一項」を削る部分を除く。）に該当することとなつた場合について、新法第十二条の三第二十二項第二号に規定する法人既存特定取引契約者が所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十八条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（次条において「新法」という。）第十条の五第一項の特定取引を行う場合について適用する。

（報告金融機関等による住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続等に関する経過措置）

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日政令第一二四号）

（施行期日）

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（特定取引を行う者の届出書の提出等に関する経過措置）

第二条 改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（次条において「新法」という。）以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十八条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（次条において「新法」という。）第十条の五第一項の特定取引を行う場合について適用する。

（報告金融機関等による住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続等に関する経過措置）

第三条 新令第六条の三第十項の規定は、同条第二十四項第七号に規定する法人既存特定取引契約者が新法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する營業所等を通じて行つた同項第三号に規定する特定取引に係る契約が、施行日以後に同条第二項に規定する政令で定める契約（新令第六条の三第二十三項第三号及び第四号に掲げる契約に限る。）に該当することとなつた場合について適用し、改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「旧令」という。）第六条の三第二十二項第七号に規定する法人既存特定取引契約者又は同項第七号に規定する法人既存特定取引契約者が旧法第十条の五第七項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する營業所等を通じて行つた同項第三号に規定する特定取引に係る契約が、施行日前に同条第二項に規定する政令で定める契約（旧令第六条の三第二十一項第三号及び第四号に掲げる契約に限る。）に該当することとなつた場合については、なお從前の例による。

2 新令第六条の三第十九項の規定は、同項に規定する既存特定取引契約者が新法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する營業所等を通じて行つた同項第三号に規定する特定取引に係る契約が、施行日以後に同条第二項に規定する政令で定める契約（新令第六条の三第二十三項第二号及び第四号に掲げる契約に限る。）に該当することとなつた場合について適用し、旧令第六条の三第二十二項第二号に規定する個人既存特定取引契約者が所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十八条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条及び附則第五条において「旧法」という。）第十条の五第七項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する營業所等を通じて行つた同項第三号に規定する特定取引に係る契約が、施行日前に同条第二項に規定する政令で定める契約（旧令第六条の三第二十一項第三号及び第四号に掲げる契約に限る。）に該当することとなつた場合については、なお從前の例による。

3 新令第六条の三第二十二項の規定は、新法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等が施行日以後に同条第二項の規定により同条第一項に規定する特定対象者の同条第二項に規定する住所等所在国と認められる国又は地域を特定する場合及び報告金融機関等（旧法第十条の五第七項第一号に規定する報告金融機関等をいう。次項及び附則第五条において同じ。）が旧法第十条の三第二十二項第一号及び第四号に掲げる契約に限る。）に該当することとなつた場合については、なお從前の例による。

五第一項の規定により特定をした特定対象者（同条第一項に規定する特定対象者をいう。次項及び附則第五条において同じ。）の住所等所在地国（旧法第十条の五第二項に規定する住所等所在地国をいう。次項及び附則第五条において同じ。）と認められる国又は地域（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十七条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第四十一条の二第二項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める外国を除く。）が施行日以後に新法第十条の六第二項第一号に規定する報告対象国に該当することとなつた場合について適用し、当該特定をした国又は地域が施行日の前日において旧法第十条の六第二項第一号に規定する報告対象国（次項において「報告対象国」といい、当該外国を含む。）であった場合には、なお従前の例による。

4 報告金融機関等が旧法第十条の五第二項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした場合において、施行日前に当該特定をした日から二年を経過していたとき（施行日の前日において、当該特定をした国又は地域が報告対象国以外の国又は地域であるときに限る。）は、当該特定対象者の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第六条の三第二十二項に規定する総務省令、財務省令で定める情報の取得については、同項の規定は、適用しない。

（法人に係る任意届出書の提出等に関する経過措置）

第四条 新令第六条の四第二項の規定は、施行日以後に同項各号に掲げる場合に該当する場合について適用する。

（報告金融機関等による住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続に関する経過措置）

第五条 附則第三条第四項の規定は、報告金融機関等が旧法第十条の五第六項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域（外国に限る。）の特定をした場合について準用する。この場合において、附則第三条第四項中「第六条の三第二十二項」とあるのは、「第六条の五第十六項において準用する同令第六条の三第二十二項」と読み替えるものとする。

附 則（令和二年四月八日政令第一四三号）抄

1 この政令は、令和四年一月一日から施行する。

（報告金融機関等による報告事項の提供に関する経過措置）

2 改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第六条の十四第一項の規定は、この政令の施行の日以後の各年の十二月三十一日において租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて同法第十一条に規定する特定取引を行った者が締結している同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供について適用し、この政令の施行の日前の各年の十二月三十一日において同法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第一号に規定する営業所等を通じて同法第十条の六第一項に規定する特定取引を行った者が締結していた同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供については、なお従前の例による。

附 則（令和二年六月二六日政令第二〇七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（法人税法施行令等の一部改正に伴う経過措置の原則）

第一条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法施行令（以下「新法人税法施行令」という。）、第二条の規定による改正後の地方法人税法施行令、第三条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（以下「新租税特別措置法施行令」という。）、第四条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「新震災特例法施行令」という。）、第九条の規定による改正後の国税通則法施行令及び第二十四条の規定による改正後の法人税法施行令等の一部を改正する政令の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下附則第二十二条までにおいて同じ。）のこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「改正法」という。）附則第十四条第一項に規定する旧事業年度（以下「旧事業年度」という。）を除く。）の所得に対する法人税及び施行日以後に開始する課税事業年度（旧事業年度を除く。）の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、法人の施行日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）の所得に対する法人税及び連結法人（改正法第三条の規定（改正法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。附則第七条第二項において同じ。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「旧法人税法」という。）第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下附則第三十九条までにおいて同じ。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第二項に規定する連結親法人事業年度をいう。）が施行日前に開始した連結事業年度（同項に規定する連結事業年度度をいう。以下附則第三十八条までにおいて同じ。）の連結所得（旧法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下附則第三十八条までにおいて同じ。）に対する法人税並びに法人の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十六号）、改正法附則第二十三条の規定による改正前の地方法人税法（平成二十六年法律第十一号。以下「旧地方法人税法」という。）、改正法第十三条の規定（改正法附則第一条第五号ヘに掲げる改正規定に限る。）による改正前の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）、改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十九号。以下「旧租税特別措置法」という。）、改正法第十七条の規定（改正法附則第一条第五号又に掲げる改正規定に限る。）による改正前の外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）、改正法第十八条の規定（改正法附則第一条第五号ルに掲げる改正規定に限る。）による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十年法律第四十六号）、改正法第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「旧震災特例法」という。）及び改正法第三十条の規定（改正法附則第一条第五号ネに掲げる改正規定に限る。）による改正前の外國居住者等の所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下「旧平成三十年改正法」という。）の規定に基づく第一条の規定による改正前の法人税法施行令（以下「旧法人税法施行令」という。）、第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「旧震災特例法施行令」という。）、第九条の規定による改正前の外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）、改正法第十八条の規定（改正法附則第一条第五号ルに掲げる改正規定に限る。）による改正前の外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十六号）、改正法第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十六年法律第十一号。以下「旧地方法人税法」という。）、改正法第十三条の規定（改正法附則第一条第五号ヘに掲げる改正規定に限る。）による改正前の外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）、改正法第十六条の規定による改正前の地方法人税法（平成二十六年法律第十一号。以下「旧地方法人税法」という。）の規定に基づく第一条の規定による改正前の法人税法施行令（以下「旧法人税法施行令」とい

居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令、第十三条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令、第十六条の規定による改正前の法人税法施行令の一部を改正する政令及び第二十四条の規定による改正前の法人税法施行令等の一部を改正する政令の規定は、なおその効力を有する。

第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。

第一条 附 則（令和三年三月三一日政令第一一三号）抄

（施行期日）

（施行期日）

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第六十九条第一項の改正規定、第六十九条の二（見出しを含む。）の改正規定、第七十条第一項の改正規定、第七十一条の二（見出しを含む。）の改正規定、第二百二十二条の四第八項第二号の改正規定、第二百二十二条の二第四項の改正規定、第二百六十三条第一項の改正規定、第二百六十四条の改正規定、第二百六十九条の改正規定、第二百七十七条（見出しを含む。）の改正規定、第二百七十八条（見出しを含む。）の改正規定、第二百九十二条の三の改正規定及び第三百十九条の三の改正規定並びに附則第五条から第七条まで及び第十条の規定 令和四年一月一日

附 則（令和三年三月三一日政令第一一七号）抄

（施行期日）

（施行期日）

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第五条第六号の改正規定及び第三十九条の次に一条を加える改正規定並びに次項の規定は、令和四年一月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日政令第一一三三号）抄

（施行期日）

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 一から三まで 略

四 第一条中地方税法施行令第四十八条の九の三第一項の改正規定（「においては」を「には」に改める部分を除く。）及び同条第三項第一号の改正規定並びに同令附則第十八条の五の改正規定（同条第十項第四号、第十一項第四号、第二十二項第五号及び第二十四項第五号に係る部分を除く。）並びに第五条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第二条の四の改正規定（同条第二項の表第七条の十一並びに附則第四条第十項第一号、第十八条の二第二项第一号の項及び同条第四項の表第七条の十一並びに附則第四条第十項第一号、第十八条の二第二项第一号の項中「、第十八条の五第七項第一号」を削る部分並びに同条第六項の表第四十八条の五の二並びに附則第四条第十二項第一号及び第十八条の七の二第二项第一号の項中「、第十八条の五第七項第一号」を削る部分並びに同条第六項の表第四十八条の五の二並びに附則第四条第十七項第一号、第十八条の五第十九项第一号、第十八条の六第二十八项第一号及び第十八条の七の二第二项第一号の項及び同条第八項の表第四十八条の五の二並びに附則第四条第十八项第一号、第十四条の二第二项第一号及び第十八条の七の二第二项第一号の項中「、第十九项第一号」を削る部分）並びに附則第十九条の規定 令和六年一月一日

附 則（令和四年三月三一日政令第一五四号）

（施行期日）

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日政令第一四八号）抄

（施行期日）

（施行期日）

第一条 この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月三〇日政令第一五〇号）抄

（施行期日）

（施行期日）

第一条 この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（第十四条を「第十四条の二」に改める部分を除く。）、第四十九条第一項第二号の改正規定、第五十条を削る改正規定及び第五章第五節中第五十一条を第五十条とし、同章第六節中第五十二条の二を第五十二条とする改正規定並びに次条から附則第四条までの規定は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）附則第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。